

< 19-15 >
2019年7月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和元年6月28日付「保医発0628第1号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、令和元年7月1日より、下記検査項目に検査方法が追加され、適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■ 検査方法が追加された項目

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分
25-ヒドロキシビタミンD	CLIA法 又は CLEIA法	D007 血液化学検査 30 心筋トロポニンI、KL-6 117点	生化学I検査 144点

(1)～(23) (略)

(24) 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

(25)～(52) (略)

※下線部の検査方法が追加されました。

●新検査方法については弊社受託未定

なお、弊社の原発性骨粗鬆症用の検査としては、ECLIA法 [項目コード: 4032] を受託中ですのでご利用ください。

以上